



2017.4

# 春季号

No.67

ひな祭り

NOSAI KUMAMOTO  
HINOKUNI



# 臨時総代会開催

## 特約の新設と提出期限の変更

平成29年2月23日(木)午前10時30分よりNOSAー熊本本所にて臨時総代会を開催しました。来賓に熊本県農政部長を迎へ、総代295名(書面議決を含む)の出席で、提出された2議案は可決承認されました。



議長の  
福嶋 昇総代(熊本市)

佐々木組合長は、「昨年は、4月の熊本地震に始まり、大雨、台風、そして阿蘇山の噴火と、非常に自然災害の多い年であります。被災された組合員の皆さまには、改めてお見舞い申し上げます。本日ご提案する主な内容は、任意共済の収容農産物補償

特約の新設と農作物共済の細目書および共済金額申出書の提出期限の変更です。十分な審議をお願いいたします」とあいさつ。

その後、熊本市の福嶋昇総代を議長に選任し、「共済規程の一部変更について」およ

び「共済規程の一部変更に伴う事務費賦課金の徴収額および徴収方法について」「附帯決議」を審議。提出された議案は全て可決承認されました。

### 提出された議案

#### 第一号議案

#### 共済規程の一部変更について

##### 建物共済 収容農産物補償特約(新規)

建物総合共済の収容農産物補償特約として、米穀・麦・大豆のうち、加入者が選択したものを共済目的(補償の対象)とすることができるものです。

※収容農産物とは、当該申込みに係る建物に収容される農産物(出荷前の一時保管または販売目的の保管をしているものおよび乾燥・調製等の作業中のものを含む)をいいます。

第一号議案の建物共済(収容農産物補償特約)について、米穀・麦・大豆はそれぞれの共済に加入していくなくとも補償対象となるのか?

### 第一号議案

#### 共済規程の一部変更に伴う事務費賦課金の徴収額および徴収方法について

※表2参照

(表2)事務費賦課金の徴収額および徴収方法について

徴収額(管内全域)

共済目的		区域	賦課単位	単価
建物共済 (総合共済)	収容農産物補償特約 (120日以下の期間)	支払限度額 100万円当り	300円	
	収容農産物補償特約 (1年)	支払限度額 100万円当り	900円	

【徴収方法】

賦課率により算出した額を共済掛金と一緒に徴収する。

また、共済規程第143条第2項による建物共済の賦課金については事務取扱要領により徴収する。

### 共済細目書および共済金額 申出書の提出期限(変更) 農作物共済

各地区の営農時期により、農作物共済の共済細目書提出期限を変更。

※左表1参照

A 損害目的の種類ごとに、100万円以上500万円以下の範囲内で、100万円を単位として組合員の方が申し出た

Q 第一号議案の建物共済(収容農産物補償特約)について、米穀・麦・大豆はそれぞれの共済に加入していくなくとも補償対象となるのか?

## 4月から「収容農産物補償特約」がスタート!

平成29年4月から、納屋や倉庫等に保管中の農産物を補償する「**収容農産物補償特約**」が始まりました。この特約は、**建物総合共済**に加入する建物に収容されている農産物が、共済事故によって損害を受けた場合に、農産物を補償するものです。

### ■収容農産物補償特約の概要

#### 収容農産物とは?

出荷前の一時保管、また販売目的で保管しているもの、および乾燥・調製等の作業中のもの  
(自家消費分は除きます)。

- 補償対象作物は、米穀・麦・大豆の3品目です。この中から選択した品目を補償します。
- 対象となる事故は、建物総合共済で対象となる事故と同じです。
- 責任期間は2タイプ

○補償する額は、1建物・1品目ごとに1口(100万円)から5口(500万円)まで加入できます。

○建物総合共済の特約ですので、建物総合共済の加入と同時に申込みください。

タイプ	責任期間	掛金等 1口(100万円)あたり
A 一時保管向け	120日以内で加入者が申し出た期間 (総合共済の責任期間内)	1,000円
B 通年保管向け	総合共済の責任期間と同じ	3,000円

何が  
変わったの?



## 農作物共済

### 平成29年産から提出期限が変わります!

平成29年産の水稻・陸稻・麦の「**共済細目書**および**共済金額申出書**」の**提出期限**が次のように変わります。  
期日までに提出をお願いいたします。

(表1)共済規程変更後の提出期限

水 稲	3月15日	天草市・上天草市・天草郡
	4月5日	人吉市・球磨郡
	4月15日	熊本市(河内町、植木町)・宇城市(三角町)・玉名市・荒尾市・玉名郡・阿蘇市・阿蘇郡(西原村を除く)・上益城郡(御船町、山都町)・八代市・水俣市・八代郡・葦北郡
	5月5日	山鹿市(旧山鹿市)
	5月15日	宇土市・宇城市(三角町を除く)・下益城郡・阿蘇郡(西原村)・上益城郡(御船町、山都町を除く)
	5月25日	山鹿市(旧山鹿市を除く)・菊池市・合志市・菊池郡
	6月5日	熊本市(河内町、植木町を除く)
陸 稲	5月10日	全 域
麦1類	11月10日	阿蘇市・阿蘇郡
	11月20日	全 域(阿蘇市、阿蘇郡を除く)
麦2類	11月10日	阿蘇市・阿蘇郡
	11月20日	全 域(阿蘇市、阿蘇郡を除く)
麦4類	11月10日	阿蘇市・阿蘇郡
	11月20日	全 域(阿蘇市、阿蘇郡を除く)



安心のネットワーク  
**NOSAI** 熊本 お問い合わせ先

本 所 ☎(0964) 25-3200	阿蘇支所 ☎(0967) 32-0347	球磨支所 ☎(0966) 45-0531
熊本市支所 ☎(096) 329-5211	北部出張所 ☎(0967) 46-3488	下球磨出張所 ☎(0966) 22-5104
植木出張所 ☎(096) 273-1913	南部出張所 ☎(0967) 62-9144	天草支所 ☎(0969) 22-5444
宇城支所 ☎(0964) 32-3511	上益城支所 ☎(096) 282-6565	<b>【家畜診療所】</b>
玉名支所 ☎(0968) 72-4181	山都出張所 ☎(0967) 72-4222	本 所 ☎(0964) 25-3220
鹿本支所 ☎(0968) 43-2357	八代・芦北支所 ☎(0965) 32-4111	菊池支所 ☎(0968) 37-3877
菊池支所 ☎(0968) 37-3000	芦北出張所 ☎(0966) 82-5577	阿蘇支所 ☎(0967) 32-0360





# 診療所 だより



家畜診療所阿蘇支所

まつうら  
松浦

たけし

剛 獣医師

今回は、

## 「有毒植物」

について考えて行きましょう。



ようやく冬の寒さも和らぎ、野山には緑が芽吹いてきました。牛舎で閉じこもっていた牛たちにとって、まさに待ちに待った季節です。放牧地には、あととあらゆる野草が茂っています。いろんな種類の草を食べ

ることは、牛の健康にとても良いのですが、中には気をつけなければいけない草もあります。

今回は、放牧地等でも見かけることのある、そのような有毒植物について、いくつかご紹介します。

### ■有毒植物一覧

写 真	植 物 名	有 毒 成 分	有毒成分がある箇所	中 毒 症 状
①	ワラビ	プタキロシド	草全体	出血傾向・貧血・血尿
②	ギシギシ	ショウ酸	草全体	りゅうえん 流涎・胃腸炎・下痢・ しんせん 振戦・虚脱
③	ヨウシュヤマゴボウ	フィトラカトキシン	草全体、特に根 実は少ない	こんすい 流産・昏睡・痙攣
④	ウマノアシガタ	ラヌンクリン	草全体	せんつう 口内腫脹・胃腸炎・疝痛・ 下痢
⑤	セイヨウカラシナ	シニグリン	草全体、種子	下痢・疝痛・血尿
⑥	センダン	メリアトキシン	葉、実	下痢・便秘・疝痛・興奮・ 運動失調
⑦	ワルナスビ	ソラニン	草全体	流涎・運動失調・痙攣
⑧	オナモミ	カルボキシアトラクトイロシド	種子、発芽した実	ほ ようそうろう 歩様蹠蹠・沈鬱・痙攣

中毒症状は、摂取量、牛の大きさや感受性により、様々です。共通して多いのが一過性の下痢など、消化器症状です。これらの草が、放牧地や牛の活動範囲にあっても、好んで食べることはあまりありませんが、他の嗜好性の高い草がなくなれば食べてしまう可能性があります。そのため、可能な限り除去するか、接触させない等の対策が必要です。

不明な点がありましたら、お気軽にNOSAI獣医師にお問い合わせください。

[写真提供]

①～⑤、⑦：農研機構動物衛生部門

⑥：和歌山県職員 嘉谷珠希 氏

⑧：農研機構畜産研究部門ウェブ  
ページ「写真で見る外来雑草」